平成２９年（フ）第２７３号
盛岡市門字真立162番地３、住民票上の住所　盛岡市門字真立150番地
債務者　舛澤　夢乃
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１８８号
茨城県つくばみらい市筒戸2060番地５　アヴニール・ヒルズ101
債務者　佐藤　昇平
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１８２号
群馬県高崎市寺尾町101番地４
債務者　内田砂百合
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第８６１号
さいたま市緑区大字中尾1355番地１　ゆげたⅡ　110、旧住所東京都練馬区早宮１丁目30番22号
債務者　福島梨々夏
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９１５号
埼玉県川口市戸塚東１丁目24番12号　エステート東川口101
債務者　根本　節子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９２７号
埼玉県桶川市末広２丁目２番12号　レオネクストスエヒロ106号
債務者　齋藤　由行
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９４８号
さいたま市浦和区前地２丁目４番12号　桝沢ハイツ203、破産申立時の住所さいたま市浦和区岸町２丁目９番15号　ラピュタマンション102
債務者　小川久美子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０４号
埼玉県川口市芝３丁目２番12号　第３堀代マンション305、旧住所埼玉県川口市芝３丁目22番15号　メゾンドナガセ201号
債務者　長谷川修一
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７４号
埼玉県川口市飯塚３丁目３番７－103号　川口グレースマンション、旧住所栃木県小山市駅南町６丁目２番９号　Ｃｏｃｏｒｏ202
債務者　松末　達也
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９８号
埼玉県川口市飯塚１丁目９番38号　ホッカイハイツ202号
債務者　田保　　孝
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０４号
埼玉県川口市柳崎１丁目25番15号　第２グリーンハイツ203号
債務者　大塚　次子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６３号
埼玉県草加市中根１丁目18番15号　フォーブルハマノ102号、旧住所埼玉県草加市中根１丁目14番９号　オアシス光101号
債務者　柳橋　文男
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
千葉県旭市ハの274番地１　アルティプラーノハヤシⅣ201
債務者　坂入　　充
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第６６号
岐阜県土岐市駄知町2454番地の31
債務者　梶田　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２８１号
静岡県三島市（若松町）4651番地の８、前住所静岡県駿東郡長泉町上長窪37番地の28
債務者　結城　康繁
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４０号
愛知県春日井市中央通１丁目29番地２
債務者　鬼束　雅子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部